

様式1

事業報告書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 相生会
- ①  財団     社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市銅座町4番14号 青木ビル6F
- (3) 設立認可年月日 平成26年10月15日
- (4) 設立登記年月日 平成26年10月27日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 相生会 たじま内科消化器内 科	長崎県長崎市銅座町4番14号 青木ビル6F	一般病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和4年9月9日 令和3年度決算の決定承認

様式 3-3

法人名 医療法人 相生会  
 所在地 長崎県長崎市銅座町4番14号 青木ビル6F

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	20,527	I 流動負債	8,914
II 固定資産	35,121	II 固定負債	1,699
1 有形固定資産	10,462	負債合計	10,613
2 無形固定資産	153	純資産の部	
3 その他の資産	24,506	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	37,035
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	37,035
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	8,000
		純資産合計	45,035
資産合計	55,648	負債・純資産合計	55,648

法人名 医療法人 相生会

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

所在地 長崎県長崎市銅座町4番14号 青木ビル6F

損 益 計 算 書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	88,976
2 事業費用	78,504
本来業務事業利益	10,472
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	10,472
II 事業外収益	141
III 事業外費用	65
経常利益	10,548
IV 特別利益	865
V 特別損失	0
税引前当期純利益	11,413
法人税等	2,028
当期純利益	9,385

様式2

法人名 医療法人 相生会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市銅座町4番14号 青木ビル6F

財 産 目 録

(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	55,648 千円
2. 負 債 額	10,613 千円
3. 純 資 産 額	45,035 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	20,527
B 固 定 資 産	35,121
C 資 産 合 計 (A+B)	55,648
D 負 債 合 計	10,613
E 純 資 産 (C-D)	45,035

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

## 監事監査報告書

医療法人 相生会

理事長 田島 平一郎 殿

私は、医療法人 相生会の令和4年会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月7日

医療法人 相生会

監事 永原 幸知

